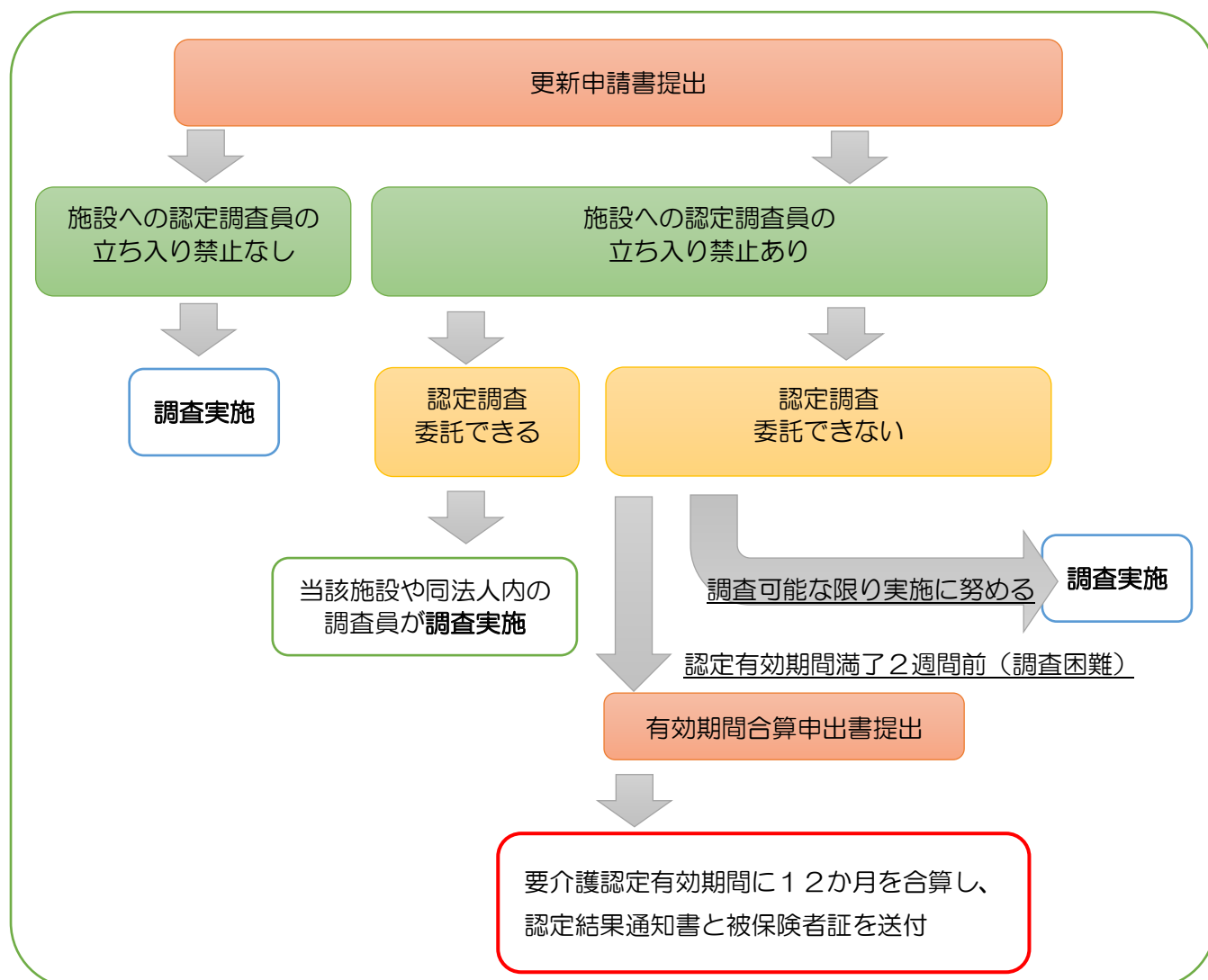


新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い手続き

ア. 被保険者本人が入所もしくは入院している介護保険施設や医療機関等において、新型コロナウイルス感染症の対応のため、入所者などとの面会を禁止する等の措置がとられている、または在宅（入所・入院中以外の者）で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から面会ができず、**当該被保険者への認定調査が困難な状況**であること。

イ. 要介護認定等申請の申請種別が、**更新申請**であること。（更新期間中の者に限る。）上記の要件を満たし、下記フロー図1または2いずれかの条件が合う当組合の介護保険被保険者について、当該被保険者の要介護認定・要支援認定の有効期間に新たに12か月期間を合算し、被保険者証を交付します。

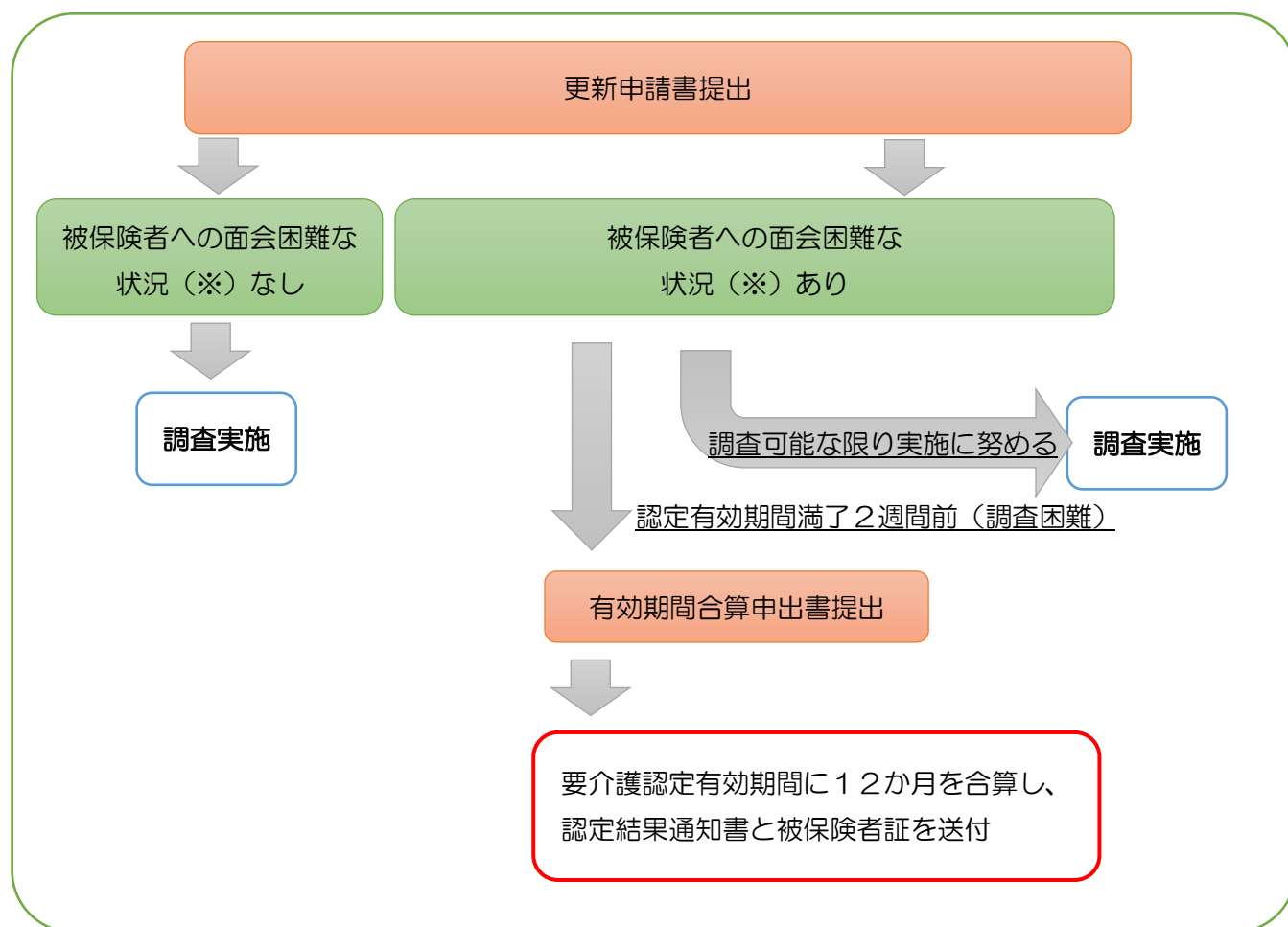
＜フロー図1：介護保険施設や医療機関等に入所・入院中の被保険者＞



入所・入院中の調査においては、ご家族等の立会いは基本的には不要とし、被保険者の日頃の状況を知る施設職員の立会いをお願いします。

また、ご家族へ「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」の説明を行っていただき、理解を求めてくださいますようお願いいたします。

<フロー図2：在宅（入所・入院中以外）の被保険者>



※ 面会困難な状況としては、被保険者側から面会が困難である等との申し出があった場合や、新型コロナウイルス感染症に係る健康観察中の者等が同家屋に在宅される場合等が想定されます